

生活環境影響調査の概要（大気質・騒音）

	規制基準等		現況	影響予測			環境保全対策	影響の分析
	環境基準	規制基準 (法による基準値)		予測方法	予測結果	生活環境の保全上の目標		分析結果
大気質		<p>【粉じんに係る規制基準】</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2)フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3)散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4)防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>【現地調査結果】</p> <p>・粉じん：1.6 t/km²/月</p>	<p>・ビューフォート風力階級表と計画施設近傍の気象条件を比較した定性的な予測</p>	<p>【施設の稼働】</p> <p>整備予定地近傍において、風力階級4（風速5.5 m/s）以上が発生する頻度は5.0 %未満であり、その風向は主に南西及び東南東で、風下となる北側は林である。</p> <p>また、一般的に堆肥化施設から発生する粉じんは、堆肥化物の切り返しや混合を行うことが要因と考えられるが、計画施設においては、切り返しや混合などの処理を建屋内で行う。</p>	<p>【施設の稼働】</p> <p>周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、現況の粉じん量（1.6 t/km²/月）とする。</p>	<p>【施設の稼働】</p> <p>・粉じんの発生しやすい箇所に集じん装置や散水設備を設置し、適切な防じん対策を講じる。</p> <p>・生ごみ収集車両の出入り以外は建屋を密閉状態とするなど、建屋外への粉じん拡散の防止を図る。</p>	<p>【施設の稼働】</p> <p>・影響の回避又は低減に係る分析</p> <p>粉じんの発生しやすい箇所に集じん装置や散水設備を設置し、適切な防じん対策を講じるとともに、生ごみ収集車両の出入り以外は建屋を密閉状態とするなど、建屋外への粉じん拡散の防止を図る。</p> <p>これらのことから、計画施設の稼働による影響は、実行可能な範囲で回避又は低減されるものと考えられる。</p> <p>・生活環境の保全上の目標との比較</p> <p>粉じんが発生する風力階級4（風速5.5 m/s）以上の出現頻度は5.0 %未満であり、また、その風向はお主に南西及び東南東で、風下となる北側は林である。さらに計画施設においては、切り返しや混合などの処理を建屋内で行い、粉じん防災対策を講じる。</p> <p>これらのことから、計画施設稼働後においても現況の粉じん量程度（1.6 t/km²/月）になり、生活環境の保全上の目標を満足するものと評価した。</p>
騒音	整備予定地周辺は環境基準の適用を受けない。	整備予定地は用途地域の指定がなされていないため、規制基準の適用を受けない。	<p>【現地調査結果】</p> <p>一般環境（整備予定地（L_{eq}））</p> <p>単位：デシベル</p> <p>昼間（6～22時）：33</p> <p>夜間（22～翌6時）：<30</p>	距離減衰式	<p>【施設の稼働】</p> <p>・脱臭設備側</p> <p>敷地境界から52 m付近において朝・夕及び昼間の騒音レベルが55デシベル、99 m付近において夜間の騒音レベルが45デシベル</p> <p>・ブロワ側</p> <p>敷地境界から49 m付近において朝・夕及び昼間の騒音レベルが55デシベル、91 m付近において45デシベル</p>	<p>【施設の稼働】</p> <p>環境基準A、B類型</p> <p>昼間 55 デシベル</p> <p>夜間 45 デシベル</p>	<p>【施設の稼働】</p> <p>・低騒音型の機種を選定するとともに、原則、機器は全て建物内に設置して音の遮蔽を図る。</p> <p>・騒音を起こしやすい機器である脱臭設備、ブロワ等は、防音構造の部屋に収納する。また、その他の騒音の発生源になると考えられる機器は、専用の防音カバー又は吸音材を取り付けた部屋に収納する。</p> <p>・施設稼働初期、補修直後に騒音が発生しやすいので、稼働に際して特に留意する。</p> <p>・計画的な維持管理計画のもとで定期的整備・点検を実施し、施設を適正に運転する。</p> <p>・施設の運転者に対する定期的な教育、訓練を実施する。</p>	<p>【施設の稼働】</p> <p>・影響の回避又は低減に係る分析</p> <p>施設計画に当たっては、低騒音型の機種を選定するとともに、原則、機器は全て建物内に設置して音の遮へいを図り、騒音を起こしやすい機器である脱臭設備、ブロワ等は、防音構造の部屋に収納する。このことで騒音の影響は大幅に緩和されると考える。また、施設稼働初期、補修直後に騒音が発生しやすいので、稼働に際して特に留意するとともに、日常の維持管理の視点を明確にし、運転者への定期的な教育、訓練を実施することとする。</p> <p>これらのことから、施設からの騒音の影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減できるものと考えられる。</p> <p>・生活環境の保全上の目標との比較</p> <p>予測結果より、脱臭設備側の場合、朝・夕及び昼間の騒音レベルは、敷地境界から52 m付近において55デシベルとなり、夜間は99 m付近において45デシベルとなる。約670 m離れた住居地域においては、いずれの時間区分においても生活環境の保全上の目標を下回ると考えられる。ブロワ側の場合、朝・夕及び昼間の騒音レベルは、敷地境界から49 m付近において55デシベルとなり、夜間は91 m付近において45デシベルとなる。約700 m離れた住居地域においては、いずれの時間区分においても生活環境の保全上の目標を下回ると考えられる。</p> <p>これらのことから生活環境の保全上の目標を満足するものと評価した。</p>

生活環境影響調査の概要（振動・悪臭）

	規 制 基 準 等		現 況	影響予測			環 境 保 全 対 策	影響の分析
	環境基準	規制基準 (法による基準値)		予測方法	予測結果	生活環境の保全上の目標		分析結果
振 動	—————	整備予定地は用途地域の指定がなされていないため、規制基準の適用を受けない。	<p>【現地調査結果】 一般環境（整備予定地（L₁₀）） 単位：デシベル</p> <p>昼 間（8～19時）：<30 夜 間（19～翌8時）：<30</p>	距離減衰式	<p>【施設の稼働】</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱臭設備側 施設からの振動が人体の感じないレベルである55デシベル未満となる距離は、敷地境界から38 m プロワ側 施設からの振動が人体の感じないレベルである55デシベル未満となる距離は、敷地境界から36 m 	<p>【施設の稼働】</p> <p>人が振動を感じ始めるとされる値 55 デシベル</p>	<p>【施設の稼働】</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設けるなど必要な対策を講じる。 計画的な維持管理計画のもとで、定期的整備・点検を実施しつつ施設を適正に運転する。 施設の運転者に対する定期的な教育、訓練を実施する。 	<p>【施設の稼働】</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響の回避又は低減に係る分析 振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設けるなど必要な対策を講じる。また、計画的な維持管理計画のもとで、定期的整備・点検を実施しつつ施設を適正に運転するとともに、施設の運転者に対する定期的な教育、訓練を実施する。 これらのことから、施設からの振動の影響を実行可能な範囲で回避、低減できるものと考えられる。 生活環境の保全上の目標との比較 振動レベルが人体の感じないレベルである55デシベル未満となる距離は、脱臭設備側は敷地境界から38 m、プロワ側は敷地境界から36 mであった。住居地域までの距離は、脱臭設備側で約670 m、プロワ側で約700 mであり、振動の影響は軽微であると考えられる。 これらのことから、生活環境の保全上の目標を満足するものと評価した。
悪 臭	—————	整備予定地は用途地域の指定がなされていないため、規制基準の適用を受けない。	<p>【現地調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定悪臭物質濃度 風上、風下のいずれも定量下限値未満か、定量された場合でも参考として記載した規制基準（第2地域）の値を下回っていた。 臭気指数 10未満～19 	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの漏れ臭気 類似施設調査 脱臭設備からの排気による影響 大気拡散式 	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの漏れ臭気 <p>【A堆肥化施設】 臭気強度1～2</p> <p>【B市堆肥化センター】 臭気強度1未満～2</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱臭設備からの排気による影響 臭気指数は臭突付近で最大16、臭気濃度10を下回る距離は臭突から7～214 m 	<p>大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度</p> <p>臭気指数：住居地域において臭気指数が10を超えないこと</p> <p>特定悪臭物質濃度：敷地境界において、悪臭防止法の規定により県が定めた規制基準値以下</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内を負圧に保ち、生ごみ収集車両の出入りの際も可能な限り内部空気の漏えいを防止する。 脱臭装置を設置し、臭気の外部への拡散を防ぐ。 水分調整、切り返し作業及び通気などに留意し、嫌気性発酵が起きないように運転する。 臭気発生源となる恐れのある機器は、必要に応じて洗浄等を行い、臭気の発生源とならないようにする。 清掃等により、建屋内の清潔を保つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 影響の回避又は低減に係る分析 計画施設では、建屋内を負圧に保ち、生ごみ収集車両の出入りの際も可能な限り内部空気の漏えいを防止するとともに、脱臭装置を設置し、臭気の外部への拡散を防ぐ。また、堆肥化処理においては水分調整、切り返し作業、通気などに留意し、嫌気性発酵が起きないように運転する。施設の維持管理においては、臭気発生源となる恐れのある機器を必要に応じて洗浄し、臭気発生源とならないようにするとともに、清掃等により、建屋内の清潔を保つ。 このことから施設からの悪臭による影響は、実行可能な範囲で回避又は低減できるものと考えられる。 生活環境の保全上の目標に対する分析 <p>【施設からの漏れ臭気】</p> <p>類似施設の事例によると、敷地境界の臭気指数はおおむね10未満であった。このように適切に悪臭防止対策がなされている場合、施設からの漏れ臭気は極めて小さく、計画施設においても適切な悪臭防止対策の実施により、敷地境界の臭気指数は公害防止基準値以下に抑えられるものと考えられる。 このことから、生活環境の保全上の目標を満足するものと評価した。</p> <p>【脱臭設備からの排気による影響】</p> <p>影響予測の結果は最大で臭突出口付近で臭気指数16、臭気指数10を下回る距離は7～214mである。周辺の住居地域においては臭気指数10を下回り、臭気指数10を下回る距離が遠い場合においては、臭突付近において既に臭気指数11である。なお、人間が臭気を感じ始める濃度が臭気指数10であり、臭突からの臭気が通常の状態において周辺地域に及ぼす影響は軽微であると考えられる。これらのことから生活環境の保全上の目標を満足するものと評価した。</p>